
◎開議の宣告

議長（杉山和彦君） 改めまして、おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。

本日の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

また、職員につきましては全員出席であります。

(午前10時00分)

◎一般質問

議長（杉山和彦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、9番、菊地英史君の質問を許します。

9番、菊地英史君。

(9番 菊地英史君登壇)

9番（菊地英史君） 皆さん、おはようございます。それでは、一般質問を始めてまいります。

私の一般質問を始めていくに当たり、議長のお許しを得まして一言お話をさせていただきます。本年の冬は、例年に比べ降雪もありましたが、幸いにも本町においては大きな雪害被害もなく、安堵しているところであります。これもひとえに除雪対応や安全確保に尽力いただいた職員の皆様、関係機関、そして地域住民の皆様のご協力の賜物と心より敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。町長をはじめ理事者の皆様におかれましては、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。データセンターの誘致についてであります。近年デジタル化の進展や生成AIの普及により、全国各地でデータセンターの立地需要が急速に高まっております。データセンターは、安定した電力供給、冷涼な気候、広い土地、災害リスクの低さなどを条件とすることから、地方においても新たな産業誘致の可能性として注目されております。

当町においても、人口減少や雇用創出、地域経済の活性化が大きな課題となる中、データセンター誘致は新たな地域振興策の一つとなり得るのではないかと考えます。

そこで、当町としてデータセンター誘致を地域振興や産業活性化の選択肢の一つとしてどのように捉えているのか、現時点での考え方についてお伺いいたします。

2つ目の質問であります。下北半島縦貫道路における携帯電話不感地帯の解消についてであります。下北半島縦貫道路は、下北地域と上北地域を結ぶ重要な幹線道路であり、通

勤や物流のみならず、観光振興や地域経済を支える重要なインフラであります。また、救急搬送や災害時の避難、情報連絡路としての役割も担っております。

その一方で、当該道路の横浜吹越インターチェンジから野辺地北インターチェンジの一部区間においては、現在も携帯電話が通じにくい、いわゆる不感地帯が存在していると認識しております。これにより、交通事故や車両トラブル発生時における通報の遅れ、災害時の情報伝達の支障など、安全、安心の確保に大きな課題があると考えています。特に近年はスマートフォンを活用したナビゲーションや緊急連絡が日常化しており、携帯電話の環境通信は道路インフラの一部として捉える必要があるのではないかと考えられます。

そこで、幾つか質問させていただきます。1点目、下北半島縦貫道路における携帯電話不感地帯の現状について、町としてどのように把握しているのか。

2点目、今後不感地帯解消に向けた具体的な取組や計画があるのかお伺いいたします。

以上、大きく2点についてお伺いいたします。ご答弁よろしく申し上げます。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（杉山和彦君） 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 9番、菊地英史議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、データセンターの誘致についてであります。近年、社会や産業のデジタル化により、医療、教育、交通、農業等のあらゆる分野でデータを活用した新ビジネスと、それによる社会課題の解決が期待される中、データを収集し、処理する役割を担うデータセンターの重要性が高まっております。現在日本におけるデータセンターは、約6割が関東、約2割が関西に集中しておりますが、議員ご指摘のとおり、冷涼な気候、広い土地、災害が少ない点などからも青森県などの北東北が注目されております。

ご質問の当町としてデータセンター誘致を地域振興や産業活性化の選択肢の一つとしてどのように捉えているのかについてであります。当町へデータセンターの誘致が実現すれば、固定資産税等の税収の増加だけでなく、雇用創出や関係人口の増加が見込まれ、当町へ訪れる人が増えることにより、観光業や地域産業の活性化などに多くの影響をもたらしてくれるものと考えております。

青森県では、令和8年2月12日にグリーントランスフォーメーション戦略地域の計画申請書を経済産業省に提出すると発表し、その中でデータセンターは六ヶ所村のむつ小川原開発地区の約30ヘクタールを立地場所に設定する計画を発表しました。また、青森県内へのデータセンターの誘致を推進するため、青森県と民間4社とデータセンターの立地に必要な環境整備で協力するため連携協定を締結しております。

今後におきましては、県の動向を注視しつつ、情報収集にも努めながら、当町へのデータセンターや関連事業の誘致の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の2番目、下北半島縦貫道路における携帯電話不感地帯の解消についての1点目、下北半島縦貫道路における携帯電話不感地帯の現状について、町としてどのように把握しているのかについてであります。町では主な携帯電話会社が提供している通信エリアを示すサービスエリアマップ及び携帯電話不感地帯についての電話での聞き取りを行うとともに、実際下北半島縦貫道路を走行し、通信状況の確認をしております。

議員ご発言のとおり、下北半島縦貫道路の野辺地インターチェンジから横浜吹越インターチェンジまでの一部区間においては、通話が可能かどうかの目印となる携帯電話の電波強度表示が微弱になる、通じにくい場所が点在しておりました。

主な携帯電話会社への電話での聞き取りでは、居住地エリアにおきましては、ほぼ不感地帯の解消がなされているとのことですが、非居住地エリアにおいては地形による物理的な要因として、トンネル、山間部や谷間など基地局から遠い場所、電波の障害となるような場所、車の移動中であれば速度によっても電波が弱く、不安定になるとのことです。

各携帯電話会社では、一定数の回線契約を基に基地局が設置されるとのことであり、各携帯電話会社において電波改善の窓口が設けられており、居住地エリアにおいては契約者からのご相談により改善に努めているとのことであり、非居住地エリアについても、場所が特定されるのであれば、既存の基地局での電波調査を検討するとのこと確認を取っております。

次に、ご質問の2点目、今後不感地帯解消に向けた具体的な取組や計画があるのかについてであります。町といたしましては、特に不感地帯解消に向けた具体的な取組や計画の策定は、現段階において予定はございませんが、携帯電話の通信環境は現代社会において欠かせないインフラの一つとなっております。防災や緊急対応の強化、災害時や緊急時の迅速な通報、情報収集を可能にし、安心、安全を確保するため、不感地帯を解消していく必要があることから、下北半島縦貫道路が通過する市町村及び関係機関において情報を共有してまいりたいと考えているところであります。

また、スマートフォンが地上の基地局を経由せずに、直接衛星と通信するサービスも出てきておりますので、これらも活用いただきながら、国、県、携帯電話会社や関係機関と連携を図りながら、電波が届きにくい場所や災害時でも通信が可能になるよう、さらなる住民サービスへの向上へつなげてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。9番、菊地英史議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1 点目、データセンターの誘致についての再質問ございますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） 町長、前向きな答弁ありがとうございます。データセンターの誘致につきましては、通常の企業誘致とは違って、データセンターなどは I T 関連の企業誘致でありますので、比較的若年層の雇用創出であったり、定住促進が期待されたり、人口減少や少子高齢化対策にもなり得るのではないかなというふうな感じを持っております。

先ほどのご答弁の中にもありましたように、先月の新聞記事において、青森県がデータセンター誘致促進に向けて企業と連携協定を締結したということが書かれておりました。まず、この内容については、24の企業の立地を目標として、関連企業の投資により約1,214億円の経済効果と、あと約9,700人の雇用創出が見込まれるとのことで書いておりました。

再質問でありますけれども、まずその中身において、むつ小川原地区とも候補地になり得るということでありましたが、距離的にも、まずむつ小川原地区に関しては非常に近くでもあって、隣接している地域でもありますので、そうした広域的な連携に向けて、横浜町も誘致に向けて取り組む考えはないのかというのを答弁いただきたいと思います。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） そうすれば、菊地議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町としては県の動向や近隣市町村の動向を注視しつつ、データセンターや関連事業の情報収集のほうに努めまして、様々な角度から誘致の可能性について検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） 答弁ありがとうございます。

これは要望になるのですが、データセンターの誘致について、まず I T 関連の企業誘致ということは非常に難しい側面もあるとは思いますが、ただ、誘致できた場合は、それに付随して、そこで仕事をする若者たちが増えていくものと思われまますので、ぜひ当町としても積極的に誘致を目指していただくことを強く要望して終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2 点目、下北半島縦貫道路における携帯電話不感地帯の解消についての再質問ございますか。

9 番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） こちらも前向きなご答弁、町長、本当にありがとうございます。近年、自然災害が発生する中、道路上での通信が確保できない状況は、まず住民生活に直結する問題だなというふうに思っております。特に下北地域、また広域連携と観光振興をまず考えると、下北半島全体の課題として早急に対応していかなければならないことかなというふうな感じに思っていて、それに先ほどのご答弁の中でもありましたけれども、これからまず県とか関係省庁と具体的な協議を設けていくのを検討されるということでありましたけれども、今後こういったスケジュールでそういった検討の場を設けていくのかというのを答弁いただけたらなというふうな感じで思っております。よろしくをお願いします。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） そうすれば、9番、菊地英史議員の再質問に対する答弁をいたします。

町では、上十三圏域の関係市町村長で、県知事、また青森河川国道事務所長へ毎年重点事業の要望活動を行っております。下北半島縦貫道路の整備促進において、携帯電話不感地帯に係る対応も共通の課題として併せて要望してまいりたいと思っております。

また、今後むつ市のほうでも下北半島縦貫道路のほうを整備しておりますので、上十三地域だけではなくて、議員ご発言のとおり、下北半島全体として要望してまいりたいと思っておりますので、ご支援とご協力をお願いします。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 力強い答弁ありがとうございます。

まず、交通事故とか車両事故が発生した際に、通報ができないとか、冬期間の吹雪とか、災害時における安否確認が困難だとか、そういったことが今後も予想されますので、ぜひ携帯電話不感地帯を解消するためにも国とか県とかに要望を何度もやっていただくことを強く要望して、私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） これをもって9番、菊地英史君の一般質問を打ち切ります。

次に、4番、杉山大栄君の質問を許します。

（4番 杉山大栄君登壇）

4番（杉山大栄君） 皆さん、おはようございます。早速、通告に従いまして一般質問させていただきます。私からは、大きく分けて3項目について質問させていただきます。

1項目め、下北縦貫道開通に伴う町内商業施設の活性化対策についてであります。今年3月に下北縦貫道は、吹越インターチェンジから横浜インターチェンジ（菜の花プラザ）まで開通になります。横浜町にとって防災面、交通利便性の向上のみならず、交流人口の

増加や物流の効率化など、地域経済に大きく可能性をもたらす重要なインフラ整備であります。一方で、通過されるだけの道路になる心配もあり、町内の商業施設には多大なる影響が予想されます。

道路整備の効果を一過性のものに終わらせることなく、町内商業の活性化につなげていくためには、町として明確な戦略と継続的な取組が不可欠であると考えます。下北縦貫道の開通は、横浜町にとって通過される町ではなく、立ち寄り、滞在し、消費される町へと転換する大きなチャンスであります。

そこで、下北縦貫道開通を契機とした町内商業施設の活性化について、次の点についてお伺いします。1点目、下北縦貫道の横浜インターチェンジまでの開通が町内商業にどのような影響をもたらすと認識しているのか、見解をお伺いします。

2点目、通過交通や観光客をいかに町内の商業施設や飲食店へ誘導していくかが重要と考えるが、具体的な誘客施策についてお伺いします。

2項目めであります。雪捨場及び融雪溝の状況についてであります。今年度当町においては、冬期間の降雪量が多く、除雪対策は町民の安全な生活を支える上で極めて重要であります。しかしながら、近年は雪捨場の不足や融雪溝の機能がなされていないなど、町民生活に支障を来しているとの声が多く寄せられております。特に高齢者世帯や狭い住宅地では、雪の処理が大きな負担となっております。

そこで、雪捨場及び融雪溝の現状と今後の整備方針についてお伺いします。1点目、現在当町における雪捨場の設置状況と、その管理体制についてお伺いします。

2点目、雪捨場の容量不足や場所が遠いといった町民からの要望、苦情の対応について、また今後新たな雪捨場の確保や既存雪捨場の拡充について考えはあるのかお伺いします。

3点目、融雪溝の詰まりや機能低下が発生している箇所への対応状況について、また今後融雪溝整備について計画的に取組を行う考えはあるのか。

3項目めであります。学校給食センターの現状についてであります。近年、学校給食を取り巻く環境は、食材価格の高騰、人材不足など大きく変化しております。学校給食は、子供たちの健やかな成長を支えると同時に、食育の観点からも極めて重要な役割を担っております。

そこで、当町の給食センターの現状及び今後についてお伺いします。1点目、近年の物価高騰により給食の質や量への影響が懸念されますが、どのような対策を講じているのかお伺いします。

2点目、現在の委託体制の効果や課題について、どのように評価しているのか。

3点目、地元食材の活用は食育の推進だけでなく、地域経済の活性化にもつながると考えますが、現在の取組状況と課題についてお聞かせください。

以上、3項目について明確なご答弁よろしくお願いたします。

議長（杉山和彦君） 質問は終わりましたので、答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 4番、杉山大栄議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご発言のとおり、令和8年3月14日には下北半島縦貫道路横浜南バイパス約8.5キロメートルが供用開始されます。去る11月24日には開通記念イベントとして横浜インターチェンジでの下北半島縦貫道路ウォーキングが開催され、町内外から約200人の参加者があり、新しい道路と壮大な景色を堪能されておりました。また、同日には道の駅よこはまにおいて、ナマコを喰らう会が開催され、大変なにぎわいを見せておりました。

ご質問の1点目、下北半島縦貫道路の横浜インターチェンジまでの開通が町内商業にどのような影響をもたらすと認識しているか、見解をお伺いいたしますについてであります。道の駅よこはまエリアは、基本コンセプトとして、にぎわいと見守りを機能の一つとして、産業振興を有する地方創生拠点の形成を目指しております。また、横浜インターチェンジと道の駅よこはまエリアとの連携により、情報施設としての活用を目的としております。

横浜インターチェンジが開通されることにより、下北半島玄関口の休憩場所としての利便性が増すとともに、立ち寄りやすくなる契機を生かし、エリアへのさらなる誘客促進におきまして、寄り道したい町、滞在したい町を目指してまいりたいと思っております。

そのためには、三保野公園等を含めたエリアの環境整備や、道の駅内のなたねの会及び商工会員の組織である菜の花の会が中心となり、町特産物を生かした加工販売の強化や様々なイベント等の開催、また道の駅レストランの重要性が求められると思っております。

このほか、町商工会が策定している商店街活性化プランの中で、下北半島縦貫道路横浜インターチェンジ設置のチャンスを最大限に生かすと提案されておりますので、町といたしましても商工会及び関係団体と連携を図り、道路利用者や町民の方々にぎわう空間づくりを創設してまいりたいと思っております。

次に、ご質問の2点目、通過交通や観光客をいかに町内の商業施設や飲食店へ誘導していくかが重要と考えるが、具体的な誘客施策についてお伺いしますについてであります。町内における商業の現状と課題につきましては、大型店舗の出店、インターネットでの買物の定着、後継者不足、人口減少が進み、総体的な購買力の低下などが深刻な問題となっております。町の中心的情報発信施設である道の駅においては、町内観光パンフレットや電子掲示板での町内案内情報を提供しており、新しいトイレ、休憩施設等を活用した観光ルートづくりを推進しながら、観光客を町内商店街へ誘導を図ることにより、商店街

や商工会主催のイベントへの誘客につながるものと考えております。

また、町商工会におきましては、商工業者の指導や育成を目的とした商工業経営改善普及事業を実施しつつ、横浜インターチェンジ開通を目前に控え、一店逸品運動や個店のさらなるレベルアップを図り、農業、漁業との連携体の構築を目標に、町の地理的特徴や歴史的成り立ち、各産業の構成に基づいた施策を展開しております。

今後とも道の駅よこはまエリア及び町内商店街を中心とした経営力及び顧客吸引力の向上、商店街の活性化、地場産品を生かした商業活動の展開を目指し、商工会及び各関係団体と連携し、商業エリアとしてにぎわう環境づくりを構築してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、ご質問の2番目、雪捨場及び融雪溝の状況についてであります。議員ご承知のとおり、今年度は当町のみならず県内及び東北地方において、例年以上の降雪により多くの自治体でその対応に大変苦慮しております。横浜町では、2月2日に最大積雪深が91センチに達し、同日には横浜町豪雪対策連絡会議を設置し、町民の安全生活の確保のため、各課が情報共有を行い、対応してまいりました。

ご質問の1点目、現在当町における雪捨場の設置状況と、その管理体制についてであります。現在町内には一般町民用の雪捨場は設置しておりませんが、要望等があった場合には町の排雪した雪を運搬している砂浜海岸海水浴場へ案内することとしております。

町では、委託している除排雪業者が使用している道路除雪時の一時堆積場所が町内には複数箇所あり、堆積場所がいっぱいになった時点で排雪し、砂浜海岸海水浴場北側の町有地に運搬しており、降雪状況によっては、それを繰り返す形を取っております。

除排雪に伴う道路状況等の把握につきましては、毎日のパトロールにより、除排雪業者と情報共有した上で対応しております。

次に、ご質問の2点目、雪捨場の容量不足や場所が遠いといった町民からの要望、苦情の対応について、また今後新たな雪捨場の確保や既存雪捨場の拡充について考えはあるのかについてであります。幸い、現在のところ雪捨場について町民からの要望や苦情等はございません。また、既存の排雪場所も今まで容量不足となったこともありませんので、現時点におきましては、既存の雪捨場は現状どおりで使用していくこととしておりますが、容量が不足するような場合は隣接する町有地等で対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、融雪溝の詰まりや機能低下が発生している箇所への対応状況について、また今後融雪溝整備について計画的に取組を行う考えはあるのかについてであります。議員ご承知のとおり、整備されているのは流雪用ではなく融雪用でありますので、雪を隙間なく詰め込むと水の流れが止まってしまうことがあり、町では毎日の確認作業のほか、連絡があれば融雪溝の使い方についても町民の理解を得ながら利用していただい

おります。

また、現時点におきましては融雪溝の整備計画はございませんが、除雪との整合性も考えながら、必要に応じて検討してまいります。

今後におきましても、迅速な対応で町民サービスを行ってまいりますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

ご質問の3番目、学校給食センターの現状については、教育長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） そうすれば、教育長、答弁をお願いします。

（教育長 小原広基君登壇）

教育長（小原広基君） 引き続き、4番、杉山大栄議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の3番目、学校給食センターの現状についての1点目の近年の物価高騰により給食の質や量への影響が懸念されますが、どのような対策を講じているのかについてであります。物価高騰により食材の仕入れに苦慮しているところであり、主食以外の食材費でも値上がりが顕著になっておりまして、食材が高騰していく中で必要な栄養価を確保するために、食材の種類などを変えて工夫しているところであります。

また、毎月指定業者への見積り徴収を行い、価格の安い材料を仕入れております。今年度は、給食費の値上げも行いましたが、献立を作成するに当たり、主菜を変えるなど、可能な限り単価の低いものを使用し、給食の質や量は変わらないよう対応しております。

次に、ご質問の2点目、現在の委託体制の効果や課題について、どのように評価しているのかについてであります。学校給食の質の保持と安全性の確保を図るため、確かな調理従事体制や研修体制等を把握することが重要であり、学校給食センターの安定的な運営を確立するため、優れた調理技術、衛生管理能力及び業務効率性を有する民間事業者を選定し、令和2年度から調理業務委託契約を締結し、6年目になります。

業者委託の効果として、その業者の持つ専門的知識や手法に沿った業務が行われ、他の学校給食センターの課題や情報等の蓄積もあり、研修会の開催など調理員のスキル向上が図られており、調理業務が安心、安全かつ円滑に行われていると評価しております。

次に、ご質問の3点目、地元食材の活用は食育の推進だけでなく、地域経済の活性化にもつながると考えますが、現在の取組状況と課題についてであります。現在地元食材の仕入れは菜の花プラザの直売所から町内農家の野菜等を購入し、さらには加工グループからも加工品を購入しています。地元産品ということで購入や仕入れがしやすく、新鮮な野菜を使うことができ、また地元食材を使用するに当たり、冬期間は品物が少ない状況となることから、限られた野菜を計画的に購入しているところであります。

また、学校給食の献立には地元産品を活用した給食の日を設けており、今後におきまし

でも引き続き地元産品を活用し、地産地消に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、4番、杉山大栄議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1点目、下北縦貫道開通に伴う町内商業施設の活性化対策についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） ご答弁ありがとうございました。いろいろとイベントとか商工会と連携するということで、計画しているということで大変安心しております。ぜひその計画を確実に実行できるように、来訪者が足を運ぶような環境づくりを要望しまして1点目は終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） 次に、2点目、雪捨場及び融雪溝の状況についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 先ほどの答弁では、雪捨場は設けていないということなのですが、今年は大雪だったのですが、今後予想される大雪に対応するために、私は地域ごとに実情を踏まえて、やっぱりトラブル回避のためにも雪捨場は確保するべきだと思っております。例えば除雪機の雪を飛ばす機械とか、軽トラックがある人は、家が狭い場所にあり雪が積もった場合は自分たちで運搬できるのですが、ない人とか、高齢者の方々とか、どうしても地域の事情で家の周りが狭いという人のことを思えば、個人で雪捨場を確保するというのはやっぱりトラブルにもつながると私は思うのです。ここは、やはり町が主体となって各地域に雪捨場を設けてほしいと思っておりますが、そこを再質問したいと思います。

また、融雪溝についても、今年融雪溝が流れないということで、私も1回、新町のほうをちょっと見させてもらったのですが、確かに雪は流れないで、これは流雪溝でなく融雪溝ということなのですが、それも町民に言わせれば、雪が流れないと融雪溝の意味がないと、ほとんど融雪溝が雪で満杯の状態、全然機能していないという声もありました。こういうものは、いかに有効的に利用できるかということが鍵だと思います。ここは、私はさらなる対策を求めたいと思っておりますので、そちらのほうも再質問させていただきます。

議長（杉山和彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君） ただいまのご質問、雪捨場の確保、各地域に必要ではないかということなのですが、それにつきましては今後状況を確認しながら検討してまいりたいと思います。

それから、融雪溝の関係だったのですが、どうしても雪が多く降ると、そこに口

からいっばいっばい詰め込んでしまって、本来流れがある融雪溝なのですけれども、なかなかそこで詰まってしまって流れないということが毎年のように発生しております。その場合、連絡もいただいておりますので、現場へ行って状況を説明して、職員がこういうふうに入れてくださいということで説明しながら利用していただいておりますので、それについては今後も継続して、そういうことがあれば足を運んで、使い方について説明しながら利用していただきたいと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。よろしいですか。

4番（杉山大栄君） ありません。

議長（杉山和彦君） 次に、3点目、学校給食センターの現状についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 給食センターについてですけれども、物価高騰でやりくりが大変ですが、今後もしも引き続き頑張っていたきたいと思っております。

また、委託体制で、外部に委託している問題も、今何の問題もなく順調にしているということです、引き続き維持していただければと思います。

再質問といたしまして、3点目にありました地元食材の取り入れということで、現在も取り組んでいるということで、とてもよいことだと思っております。ただ、今後地元食材の使用割合をさらに高めていく必要があると私は思っております。高めていくに当たって、例えばどのぐらいの目安まで地元食材の利用割合を高めていく、めどとか予定とか、そちらのほうを再質問させていただきます。

議長（杉山和彦君） 給食センター所長。

給食センター所長（杉山敬雄君） それでは、再質問のほうに答えさせていただきます。

先にご紹介いたします食材の地元調査、地元食材の調査ものがありまして、7年度、まだ終わっていないのですけれども、6年度のケースでちょっと紹介させていただきます。地元食材につきましては、地元産は全体の約15%、県内産が45%となっております、県内と地元産を合わせて60%をキープしているものであります。米につきましては、100%地元産の、横浜産の米を使用しております。

そして、目標ということで、60%という目標、地元産をもっと増やせばいいのでしょうかけれども、なかなかプラザさんに出荷している農家さんも、そんなに多いものを出荷しているわけでもありませんので、なるべく野菜類につきましては地元産、プラザさんを活用して仕入れさせていただき、県内産合わせて60%を下回らないように食材の使用をしてみたいなと考えておりました。よろしく願いいたします。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 前向きなご答弁、大変ありがとうございます。給食センターは、やはり子供たちの健康と安全を守る重要な施設です。これからも引き続き安定的かつ安全な運営をお願いしまして、私からの質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） これをもって4番、杉山大栄君の一般質問を打ち切ります。

次に、2番、澤谷航一君の質問を許します。

2番、澤谷航一君。

（2番 澤谷航一君登壇）

2番（澤谷航一君） 今定例議会、5点挙げさせていただいています。

まず1点目、投票時間の繰上げですが、先月行われた衆議院選挙で当町の投票率は52.1%でした。期日前投票制度は、約20年前から実施され、当町でも全投票者の約半数が期日前投票を利用していますので、町内有権者の投票行動時間のデータを集め、事前に周知徹底できれば、終了時間を一、二時間早めても支障がないのではないかと思います。これにより投票管理者、立会人、事務従事者の負担軽減が図られると考えます。町長の考えをお伺いいたします。

2点目、マダイ釣りをふるさと納税の返礼品についてですが、高水温の影響により陸奥湾内のホタテガイが大量死しています。ホタテガイ養殖業継続のための施策がいろいろと講じられていますが、漁業者の当面の生活費の工面、町税収の増額、さらに釣り人にとっては天然の大型マダイが釣り放題となれば、釣り客が殺到するのではないかと予想されますから、採用の価値があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

3点目、ポテチの発売記念イベントは菜の花プラザですが、カルビー社との契約栽培により横浜町産のジャガイモがポテトチップスに加工されています。その製品に表示されている生産地が、以前は青森県産でしたが、あまりにも漠然としているし、我が町をアピールするためにも横浜町まで表示するべきと、私がJA十和田おいらせ横浜町支店を通してお願いしたところ、一昨年からは生産者のカラー顔写真の下に青森県横浜町の生産者様とまで表示していただきました。しかしながら、依然として発売記念イベントは十和田市のかだあ〜れで開催されています。本来ならば、原料生産地である当町の菜の花プラザで開催すべきと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

4点目、三保川沿いの刈り払いをについてですが、下北半島縦貫道路が横浜インターチェンジまで開通します。この工事のため、三保川沿いの遊歩道が通行止めだった間にすっかりやぶになってしまいました。ツキノワグマ以外に、去年はイノシシ、さらにニホンジカまでも出没する状況になっています。野生獣被害未然防止のため、三保川沿いから中学校の間、さらに上流に向かって旧碎石場跡地付近の橋までの範囲で広範に刈り払いを実施

して見晴らしをよくし、野生獣が出没しにくくなる緩衝帯の整備が必要と考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

5点目、消防署用地の確保をについてですが、横浜消防分署庁舎は昭和57年に落成しています。経年劣化、時代とともに充実が図られた装備により手狭になり、女性参画も考慮しなければいけないでしょうから、出勤の利便性等から判断すると、次期開設場所は下北半島縦貫道路横浜インターチェンジ付近が最善と考えられることから、建設用地を確保しておくべきと考えます。

以上、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（杉山和彦君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 2番、澤谷航一議員のご質問にお答えをします。

ご質問の1番目、投票時間の繰上げについてであります。議員ご発言のとおり、期日前投票は公職選挙法の一部を改正する法律により、平成15年12月1日から施行されており、平成10年6月1日に施行された公職選挙法の一部改正では、投票時間が2時間延長され、午後8時までとなっております。

本年2月に執行されました衆議院議員総選挙の横浜町での期日前投票における投票率は33.53%であり、過去3年間の各選挙の平均でも31.16%となっており、制度が浸透してきているものと思っております。

公職選挙法第40条では、投票時間を午前7時から午後8時までと定め、その上で投票に支障を来さない認められる特別の事情がある場合に限り、4時間以内の範囲内において繰り上げることができるとしております。

投票時間繰上げによる短縮は、公職選挙法において選挙管理委員会において決定することが規定されておりますが、投票の機会を狭めることとなることから、慎重に検討すべきでもあります。

時間短縮によるメリットとしては、投票管理者、投票立会人の長時間の拘束時間と負担の軽減、投票所閉鎖後に開票所へ投票箱を送致する際の安全確保、開票を早く始めることができることから、開票作業を早く完了することができるものと思っております。

今回の衆議院議員総選挙において、野辺地町、六ヶ所村のほか近隣町村に確認したところ、県内気象情報の大雪予報に対して、開票時間を早めるため、冬期間の安全面を考慮してなどの理由から、選挙当日の時間短縮を決定したとのことでもあります。

議員のご提案のあった内容は、町といたしましても選挙管理委員会にお伝えし、慎重に

議論していただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、ご質問の2番目、マダイ釣りをふるさと納税の返礼品についてであります。当町のふるさと納税の状況は、令和6年度は寄附件数が300件、寄附金額は621万5,000円で、返礼品数は21品であります。また、令和7年度2月24日時点では、寄附件数が566件、寄附金額は997万7,000円で、返礼品数は38品であります。令和7年度においては、返礼品を17品、新規で加え、魅力ある返礼品を増やし、ふるさと納税の増額のために取り組んでおります。

さて、議員ご承知のとおり、高水温の影響によりホタテガイが大量死しており、漁業者への支援として、町では水産業物価高騰対策支援給付金、漁業経営資金利子補給補助金などに取り組んでいるところでもあります。

議員ご提案のマダイ釣り体験については、漁業者の収入の増やふるさと納税の増額につながり、釣りに来た方々が宿泊施設、飲食店、商店を利用することで地域経済の活性化に寄与できることが考えられます。

一方で、参加者の安全対策が非常に重要となります。海での釣りは、天候や波の状況に大きく影響されるため、参加者の安全を確保するための適切な指導と環境も必要となります。

町といたしましては、地域の魅力を生かした新規の返礼品を増やしているところであり、マダイ釣りの返礼品につきましても、漁業者や関係者の方々の協力がなければ返礼品にできないことから、その方々の意見も聞きながら、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3番目、ポテチの発売記念イベントは菜の花プラザについてであります。当町での令和7年度加工バレイショの作付面積は約91ヘクタール、収穫量では2,800トンであり、総販売金額については約1億4,000万円となっており、農業者の方々の大変貴重な収入源の一つとなっております。

カルビーポテトチップスにおきましては、数年前から十和田おいらせ農協横浜町支店管内のジャガイモだけを使用した、だししお味のポテトチップスが8月下旬に期間限定で販売されており、各販売店において数日で完売する人気で、袋には横浜町のジャガイモ農家の皆さんの顔写真やメッセージが掲載されております。また、今年度からはふるさと納税の返礼品としても活用させていただいており、町の特産物のPRにつながっております。

議員ご発言の道の駅でのポテチ発売記念イベントについてであります。毎年9月下旬に道の駅におきまして、ジャガイモ収穫イベントとして、じゃがじゃがフェスティバルを開催しておりますので、今後十和田おいらせ農協及び道の駅と協議してまいりたいと考えております。

町といたしましても、ジャガイモ産地としてのさらなる知名度の確立及び農業者の方々

への必要に応じた経営安定の支援の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の4番目、三保川沿いの刈り払いをについてであります。まず議員ご指摘の三保川沿いの遊歩道については、県の管理する2級河川の三保川と、その河川を管理する河川管理道路となっております。

また、近年は河川公園の三保野公園までツキノワグマや野生獣などの出没も確認されており、刈り払いをして見晴らしをよくすることで、野生獣との緩衝地帯の役割を果たすことに寄与するのではとの貴重なご意見をいただき、町といたしましても早速県に対し、現在の状況を報告するとともに、早急な対応と河川環境の整備を引き続き要望してまいります。

次に、ご質問の5番目、消防署用地の確保をについてであります。議員ご発言のとおり、横浜消防署は昭和56年度石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、横浜分署庁舎建設工事として、昭和56年10月に着工し、昭和57年2月に鉄骨造り一部2階建てとして完成しております。完成から四十数年経過しており、横浜町特有の強い西風と塩害、経年劣化及び職員配置の増、救急機能の向上などへの対処として、平成13年度に仮眠室の改修、平成24年度にトイレの水洗化と女子トイレの新設のほか、救急備品庫や防火衣ロッカー設置等の内部改修及び外部改修工事を行っております。また、女性消防吏員活躍推進の観点から、各種女性専用室や、各種災害や緊急時に必要とされる機能や機材等を確保するスペースが必要であると考えております。

町といたしましても、本年3月14日には下北半島縦貫道路の横浜インターチェンジが開通となることから、それに適応した救急時の体制を北部上北広域事務組合や関係機関と連携を図りながら、また消防指令センターなどの消防広域化についての県内情勢も考慮し、役場庁舎の更新計画も含めて、用地の選定など、基本計画の段階から早期に広く意見を聴取し、検討してまいりたいと考えております。

当町にとって緊急時に最大限の効果が得られ、さらなる住民サービスへの向上へつなげていけるよう、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、2番、澤谷航一議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1点目、投票時間繰上げについての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 私の質問以上に詳しいご答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

5点とも全て満足する答弁をいただいたとは思っているのですけれども、再質問はさせていただきます。

まず1点目、投票日そのものの繰上げは難しいかもしれないのですけれども、期日前投票が、例えば夏場ならまだしも、この冬場、20時まで開けておく必要があるのかということもありまして、そういうふうに疑問に感じたものですから今回の質問になったのですけれども、果たして暗くなってからどれくらいの人が投票所に足を運んでいるかというデータを集めれば、既に他の町村でも時間を繰り上げているところがあるので、可能なのではないかと。これも検討する余地があるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。これに対しての再答弁は求めません。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2点目、ふるさと納税返礼品についての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 漁業者の皆さん、全て遊漁船の認可をもらっているわけではない。既に5月から10月までの5か月間というのは、釣り客が殺到していて予約が取れない状況であります。さらに、同じ釣り人でも腕のいい人とそうでない人、同じ船に乗ると、下手な人が乗ると魚が散らばってしまって、上手な人にとっては迷惑な同船者となってしまいます。養殖ではない、天然の大型のマダイを釣れるという非日常を味わえるというところから、一そう貸切り。普通、今だと例えば半日で数万円であるものを、例えば極端、20万円もするような金額を提示して、これでもと言ったら、逆にリーダーの方は喜んで、マダイが釣れると。だから、船長さんが教えてあげながら、自らも釣りをして持ち帰っていただくということを体験させることができれば、皆さん喜んで、自分が釣ったタイだと持ち帰って自慢できるのではないかと思います。

さらに、遊漁船に今救命ボートを設置しなければいけないという段階にはなってきているのですけれども、このための投資が必要となります。なので、返礼品としての遊漁船に応じてくれる漁師さんには救命ボートを設置する助成を出すとか、そのようなことも併せて考えていければ、この町に人を呼び込む、また一つのきっかけになるのではないかともしっかり思いますけれども、これに対して再度ありましたらお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） そうすれば、澤谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、これに関しては漁業者であったり、関係者の協力がなければできませんので、まずはそちらの方々の意見を聞いて、それからいろいろ町としても検討して行って、澤谷議員のおっしゃるとおり、一そう貸切りにして魅力ある返礼品にすれば、ふるさと納税の増額につながると思われまますので、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。再々質問ございますか。

2番（澤谷航一君） ありません。

議長（杉山和彦君） そうすれば次に、3点目、ポテチ発売記念イベントについての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 前の支店長がこれに応じていただいて、横浜町産まで入れることができたのですけれども、昨年支店長が他に替わりました。新たな支店長には、前の支店長はこういう実績を上げて帰っていきました、あなたもここで何か実績を上げてくださいというところから、カルビー社ばかりではなく、湖池屋さんもこの芋を使っているのです、湖池屋さんにも何か横浜町産の芋で製品を作ってくれないかとか、あとカルビーさんには、だしのお味ばかりではなく、別な味もと。同時に2品を作るとか、もしくはさらに厚切りとかざく切りとか歯応えの違うやつを作っていたとか、そういうことも提案していただけないですかというお願いはしています。今の支店長の手柄になるのだからということで、結果を待ちたいと思っています。再答弁は求めません。

議長（杉山和彦君） 次は、4点目、三保川沿い刈り払いについての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 刈り払いだけで取りあえず今質問させていただいたのですけれども、実は中学校建設があの場所になったときから、その北側、川との間が碎石の土砂採取した水たまりがこの二十数年、そのままになっている。これ建設時から分かっていたことで、何とかしなければいけないと言いつつも、何もできないまんまで来ました。この際、あの水たまりの部分を更地にしていただいて草地にするとか、再生エネルギーのパネルをとかいろんなこと考えられるとは思うのだけれども、まず危険な水たまりをなくす方向で検討していかなければいけないのではないかなと思いますので、要望として上げたいと思います。加えて要望としたいと思います。これにも再答弁は求めません。

議長（杉山和彦君） そうすれば、5点目、消防署用地の確保をについての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 実は、去年の第1回定例会でも、私は次期役場庁舎建設用地を確保しておくべきではないかと質問させていただきました。今回消防署になってしまったのですけれども、公共用地としての適地は他の目的でも適地となり得るので、早期に建設場所を確保していなければ、いざ建設となったときに適地が見当たらないということになりかねません。

昨年3月に横浜町土地開発基金条例が廃止されましたけれども、あの条例は物価高騰というか、景気が浮揚していく時点、上昇局面だったので、高くなる前に確保しておこう、今景気が下降局面なので、早期に確保する必要はないだろうと、いつでも安く手に入るだろうということから条例はなくされたのですけれども、あの条例には目的、こう書いてい

ます。公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置するとありました。これ金銭的な理由ばかりではなく、やはり土地は可能なうちに確保しておくべきだろうと。どこからか費用を捻出してでも確保しておかないと、いざというときにないのでは困ります。

それは、なぜこんなことを繰り返しているかということ、中学校建設のときにあの場所しかなかった。役場庁舎と同じぐらいの時期に建設されているにもかかわらず、役場は50年たって補修して、あと20年、要は建設から70年、役場庁舎は使えるのです。前の中学校は、ほぼ30年しか使わないうちにぼろぼろになってしまって、あの中学校が50年使える状態で維持されていれば、学年2クラスの校舎を造らなくてよかった。さらに、もうちょっと町の中心部に近いところであれば、小学校を建設するときには学年2クラス、6教室を小学校の校舎として譲って、新たに中学校の学年3つ、教室3つを造れば、小学校と中学校を併設する形で、例えばそこに給食センターを造れば、食堂に移動して給食を食べることも可能だったのではないかと、そういう、自分が中学校建設当時に関わらせていただいた経験から、やっぱりそういうしくじりというか、今も中学生は、この近いところではあるのだけれども、スクールバスに乗れないということから、こういう前もっての提案をさせていただいているので、今後その辺のことも含めて検討していくべきだろうと思いますので、要望として上げておきたいと思います。ということで、これに対しても再質問はありません。よろしくお願いします。

議長（杉山和彦君） これをもって2番、澤谷航一君の一般質問を打ち切ります。

ここでお諮りいたします。午後1時30分まで休憩にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） よって、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時30分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、7番、沖津正博君の質問を許します。

7番、沖津正博君。

（7番 沖津正博君登壇）

7番（沖津正博君） こんにちは。それでは、早速通告しておりました質問に入りたいと思います。

質問は、大きく2点であります。

1点目は、ホタテ救済への税の減免措置の周知徹底等を求める件であります。税金を払えば生活できなくなるというホタテ漁業者の声は深刻です。高水温被害の直前までホタテは好景気であっただけに、家や船の新築に手がけた漁業者が多く、温暖化がホタテ養殖の課題とは知りつつも、誰もが高水温被害が連続して起こるとは予想だにできなかったことです。

国民健康保険法第1条は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあります。この下に国民健康保険法第77条、減免に関しては、その狙いが経済的な理由や健康上などで保険料の支払いが困難な人々を支援し、多くの人が必要な医療サービスを受けられるようにすることとされているのです。国民皆保険制度なるがゆえの根幹を示す大変意義深いものです。

今年は、ホタテ収入が見込めない中で、積極的に減免措置を進めてほしく、今後の具体的な町の対応を伺います。

また、歴史的な災害となっているホタテ被害に災害認定もなく、具体的な県の対応が見えません。ホタテ救済策の県や国への対応についてどのように考えているのか、所見を伺います。

2、買物難民対策のアンケート調査の実施を求める点であります。年々地域の商店が閉鎖し、近くにお店がない町内が増えています。今後も縦貫道開通延伸に伴い、個人商店や営業の影響が懸念されます。町では、買物難民の対策として、高齢者の巡回バスの運行、道の駅の宅配注文サービスなどを行っています。しかし、冬、バスに乗れない、思いどおりの買物ができていないなど、買物需要に応え切れない面も出ています。六ヶ所村では、集落が点在し、広域なため、民間に委託し、移動販売車が運行されていますが、当町においても町民の意向や需要を確かめるためのアンケートに取り組む考えはないか伺います。

以上、2点でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 7番、沖津正博議員のご質問にお答えします。

質問の1番目、ホタテ救済への税の減免措置の周知徹底等を求めるについてであります。議員ご承知のとおり、昨年は陸奥湾において過去最高の高水温期間を記録し、例年以上にへい死被害が拡大しております。

また、令和7年度秋のホタテガイ実態調査でのへい死率におきましては、新貝で99.4%、稚貝で99.9%となり、県平均値を上回っている結果となっており、陸奥湾におけるホタテガイ養殖は重大な局面を迎え、依然として漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

さて、国民健康保険税についてであります。議員ご発言のとおり、国民健康保険法では「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とされており、横浜町国民健康保険税条例では、災害等により生活が著しく困難となった者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に対し、国民健康保険税を減免すると定めております。

このうち、その他特別な事情がある者について、横浜町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱において、不漁による減収額が平年における漁獲物による収入額の合計額の10分の3以上で、その者の前年中の合計所得金額が500万円以下である者等を要件に減免することができるとしています。

議員ご指摘のとおり、今年はホタテガイ養殖業に係る大きな減収が見込まれることから、漁業者の皆様におかれましては今後の経営について大変苦慮されているものと思います。

町といたしましては、現在のところ、横浜町国民健康保険税条例に基づく減免の方向で考えており、現在実施している確定申告、今後の県及び関係市町村の状況を踏まえながら、町漁協と連携し、漁業者の皆様の経営状況の把握に努め、国保税等の減免手続に関する情報提供を積極的に行い、対象者の救済を図ってまいりたいと考えております。

また、現在の県や国の対応についてであります。去る1月13日には県による国への要望書に伴う陸奥湾沿岸市町村長会議が開催され、要望内容を取りまとめ、翌日14日には県知事とともに各沿岸市町村長が上京し、水産庁長官に対し、陸奥湾ホタテガイ養殖業の安定生産に向けた支援に関する要望書を提出しております。

このほか、県においても養殖業再生緊急パッケージとして各種事業等を実施しており、県への要望については特別災害への指定及び生活支援への低金利の融資など、引き続き要望してまいりたいと考えており、今後国や県の各支援策が示された場合においては、県及び漁協と情報共有を強化し、連携した支援等を講じてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2番目、買物難民対策のアンケート調査の実施を求めるについてであります。買物難民対策は地域における重要な課題の一つであり、特に高齢者や交通弱者にとっては、日常生活において必要な商品を手に入れることが困難になってきている状況であると認識しております。

議員ご承知のとおり、町では巡回バスの増便、道の駅の移動販売や宅配サービス事業を実施し、買物等をしやすい環境づくりをしております。中でも買物需要に応え切れない部分、行政サービスのはざまにいる方に対する対策を講じることは、地域の福祉向上や住民の満足度の向上にとって重要であります。

町では、今年度第3期横浜町人口ビジョン・横浜町総合戦略のアンケート調査を実施しており、アンケート調査回答者のうち、日常の買物が不便と答えた方が約53%ありました。

また、横浜町介護予防・生活圏ニーズ調査も実施しており、アンケート調査回答者のうち、日常的な買物のために公共交通機関を利用すると答えた方が30%という調査結果が出ております。

以上のことから、買物難民対策に限定したアンケート調査は考えておりませんが、アンケート調査結果を踏まえた上で、これまで実施している巡回バス、道の駅の移動販売や宅配サービス事業を拡充していきたいと考えておりますし、移動販売等につきましては他市町村の事例を参考にしつつ、買物難民対策について検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、7番、沖津正博議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1点目、ホタテ救済へ税の減免措置の周知徹底等についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 減免の方向で考えていらっしゃるということで、心強く思っています。

具体的なところで確認していきたいというふうに思っています。減免の取扱要綱には、減免申請の際、収入の10分の3以上が減収になっているということを証明するというふうな準備が必要になってきておりまして、いわゆる収入の見込額を出さなければいけないということになっています。収入の見込額というのは、例えば夏に申請すれば、12月までの収入が自分でどのくらいあるかということ自分で報告するということになっていますので、その収入見込額についてが非常に私はネックになるだろうと感じています。

例えば収入見込額の算定根拠になるデータとして、昨年度の漁協への水揚げ、自分の水揚げですね、それをデータでもって示すことが、添付することができないのかどうか、そのことを確認したいなと思っております。それが1点です。

それから、それに関係して、減免申請する際の添付書類がどういうものになるのか、今分かっていれば示してほしいなというふうに思っています。

総じて再質問の2点目は、漁業者がいつ、どんな添付書類、あるいは証拠でもって、何を準備すれば申請ができるのか、それを具体的に示していただいて周知していただく、あるいは広報よこはま等で宣伝して欲しいというふうに思います。

それから、再質問3点目は、町の国保税が、あるいは減免で減免されれば税収が入らなくなるので、それを一定程度補填するといえますか、よく国の普通調整交付金等でいわゆる減収分が、町にとっての税収の減収分が補填されるというふうなことがあるのですが、そういう補填される条件というのはどんな場合に減免によって補填されるのか、分かっていれば示していただきたいというふうに思います。それが3点目であります。

もう一つ、4点目で言えば、国、県への対応についてです。昨日ホタテの再生協という

ことで、新聞にも出ましたが、品種改良とか、それから高水温の対策というふうな、いわゆる経営面での支援策が今検討されるということでありました。今度の秋までに、それが取りまとめされるということで、その後ではないと実際具体的に動けないというふうなことになっていくのだろうと思っています。

ところが、要は生活がもたないわけです。生活支援の策が出されていないのです。なので、平成22年のときは、22年度と23年度の2年間に分けて、県が一生懸命頑張ったのです。様々雇用対策あるいは減免対策、項目を約四十数項目にわたって詳細に、いわゆる切れ目のない施策を施したと思っています。どうしてこれが今回出てこないのか、本当に腑に落ちないわけです。

そういう点では、先ほどの答弁で災害指定と、それから生活支援について要望しているというふうなことが出されましたが、これに対して要望したとき、あるいはその前後も含めて県の対応について、その考えがなぜ出てこないのか、その考えをもし知っているのであれば教えてほしいし、ただこれ要望していて、いつ出てくるのかも分からないし、やっぱり町としては、今の現状では町が独自に災害指定する、あるいはそういう考えがないのか。町が災害指定すれば、国保の減免なんかも大きくできるのではないか。あるいは、22年のときは国保の減免だけではなくて、介護や、あるいは住民税の減免というふうなことも救済策に挙がっておりましたので、国保、介護、住民税も含めて減免の対象とするのかどうか、4点目に伺いたいというふうに思います。

5点目は、町が独自に……6点目ですか。ごめんなさい、ちょっと整理つかないのですが……

議長（杉山和彦君） 沖津議員、取りあえず4点で1回切りますので。答弁に困りますので。

町民課長。

町民課長（菊池和也君） ただいまの沖津正博議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問の収入見込額について、漁協の水揚げのデータを利用できないかについてであります。収入見込額については個々の収入、漁協で把握している収入額についても参考になると思われませんが、個々にそれぞれケース・バイ・ケースという場合もあると思いますので、そちらについては精査の上、適切に対応していきたいというふうに考えております。

再質問の2点目、添付書類はどのようになるのか、分かればというご質問についてであります。添付書類につきましては、要綱のほうで減免の申請書と減免を必要とする理由を証明する書類というふうな記載となっており、こちらについても様々なものが想定されますので、こちらのほうで現在精査中のございまして、精査の上、適切に対応していきたいと思っております。

続いて、3点目、漁業者の必要書類について積極的に広報していただきたいということでございますが、こちらにつきましては先ほどの再質問の回答でも申し上げましたとおり、また町長の答弁のほうにもございましたが、漁協のほうと連携して、分かりやすい書類の提出方法等を漁協を通じて漁業者の皆様にお伝えしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

あと、国保税の税収の減の補填についてでございますけれども、こちら沖津正博議員がおっしゃいましたとおり、調整交付金等で補填されるものもあるというふうなことは把握しておりますけれども、そちらの減収分の財源補填が具体的にあるのかどうかという部分につきましては、現在県のほうに確認中でございます。

以上、3点について、私のほうから回答とさせていただきますと思います。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） それでは、先ほどの県の対応の考え方、また町の独自での災害指定等についての質問の返答をしたいと思っておりますけれども、町といたしましては、今現在においても漁業者の声、また漁協の要望の中では、県に対する特別災害指定の要望、また生活支援に対する低金利の支援策及び金利の利子補給と2つ、今現在も要望しております。

先日、県で陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会という検討会を実施しました。私が委員となりまして出席した中で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、まず国へ3つほど主な要望として対策等を要望しております。県の動きでありますけれども、県においても、今現在においてはホタテガイ採苗器の緊急対策、漁業災害経営資金対策、あと漁業用燃料高騰対策緊急対策、また先ほど言いましたあり方検討会の開催、4つを重点的に取り組んでおります。

また、令和8年度の県の当初予算の中での対策といたしましては、陸奥湾ホタテガイ総合戦略推進パッケージの中で生産高度化といたしまして、高水温に対応した養殖技術、品種の開発、また経営力強化といたしまして、豊かな海を育む栄養循環の促進として、栄養食残渣の循環利用促進、また販売促進といたしまして大型ホタテのハイブランド化、加工品の強化、この3つを重点的なパッケージとして取り組む予定となっております。

町といたしましても、今後においても県へは早期の段階で漁業関連天災の指定の要望をしていきたいと思っておりますけれども、1か月ぐらい前に水産局長が来町いたしましたので、どういう状況であるかとお聞きしたところ、県の漁業関連天災の指定については漁業被害総額が4億円以上としております。これは被害額についてでありますけれども、生産額だけではなく、需要額を含めた生産と消費全体の被害額を表す4億円としておりますので、少し時間がかかるという答えでありました。町といたしましても、県及び沿岸市町村の災害指定の動向を注視しながら、慎重に審議していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 副町長。

（副町長 菊池義規君登壇）

副町長（菊池義規君） ご質問の国保税のほか住民税、あとその他の税の減免につきましては、要件ございますので、災害指定によりまして町も減免について行っていくということになりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） そうすれば、今4点についての答弁がありましたので、これについての再々質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 非常に質問が散漫で、申し訳ないなと思っております。なるべく短く簡単に質問します。私が聞きたいのは、結論から言うと、例えば納期が到来する前に申請しなければいけない、そして許可が下りて、初めてその後の税金が減免になるという仕組みでありますので、去年の夏から、あるいはホタテの人たちは、約7割の人たちが魚も捕ったことがない、単一経営という弱点がこの間出て、なかなか収入がないということでありまして、今もう大変な状況になっています。また長くなって申し訳ないのですが、話をしていると、なかなかローンが払えないということで、声が詰まってしまう。北海道のホタテを入れようとしても、考えても、やっぱり小さいので、多分死ぬだろうと。だから、自分は北海道のを持ってこられないとか、様々な苦慮した話が聞こえてきます。中でも遊漁したいのだけれども、現金収入を取りたいのだけれども、ホタテを捕るための国の補助金、船を剥ぐために、新しくするために国から補助金を受けていると。ホタテのための船だから、遊漁ができないという制約があって、釣り船ができない、現金収入が取れない、様々な悩みが聞こえてきています。今本当にかつてない災害になっているわけですから、100%ほぼ死んでいるわけですから、なぜ災害指定がされないのか、私はここに本当に疑問を感じるわけです。

なので、県があればこれだと言って、なかなか生活支援の動きが見えないという中で、そうしたら町が少なくとも災害指定をして、税の減免、国保以外のものも含めて検討していくと、あるいは対策本部を立ち上げるというふうな取組が必要ではないかなというふうに思っています。大変長くなりました。

質問は、いつ、何を準備して申請すればいいのか。要するに例えば今申請したいと思っている人たち、今共済金が下りてくるので、共済金が控除されます。だけれども、共済金ももらっていない人もいますので、年度替わって税金の減免申請したいという人たちは、いつ、何を準備して申請すればいいのか、その辺をやっぱり具体的に出してほしいなというふうなことでありますので、もう一度答弁していただければいいなというふうに思います。

もう一つは、町でも独自に、先ほど災害指定によって国保、住民税も行うというふうに副町長さんおっしゃいましたが、町が独自に災害指定というのは、これから考えることができるのか。私は、災害対策本部の設置も含めて考えていくべきではないかなと思いますが、再答弁をお願いします。

議長（杉山和彦君） 再々質問ということでよろしいですね。

7番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） 沖津正博議員の再々質問の1点目についてお答えいたします。

今回の国保税の減免について、いつ、何を準備していけば助成、減免を受けられるのかについてでございますけれども、必要書類につきましては、先ほども答弁いたしました、まずは申請書と、その理由を証明する書類ということで、例えば漁協さんの水揚げの収入のデータもその一つとなりますし、また不足する場合には新たに求めるものもございますが、詳細につきましては現在精査しておりますので、漁業者の皆様に必要なものを分かりやすく案内できるようにしていきたいと考えています。

いつという部分につきましては、期限がおおむね、国保税の場合は第1期の納期限の1週間、7日前までに出すことというのがまず要件となっておりますので、できるだけ漏らさずに減免等を判断していければと思っておりますので、こちらのほうにつきましては、これから漁協さんのほうを経由しながら、連携して漁業者の皆様についていつまでという部分をお伝えできればと思っております。なので、要はこれまでの収入を予測して積み上げたものを、さらにその先どうなるかというものを予想した中での減免ということになりますので、今確定申告等もされていると思っておりますが、それらの情報を加味した上で、これから漁業者等の皆さんから申請のほうを受け付けていくと。その期限につきましては、できるだけ納期限前に決定できるような形で漁業者等の皆さんに案内していきたいと考えております。

以上となります。

議長（杉山和彦君） 副町長。

（副町長 菊池義規君登壇）

副町長（菊池義規君） 町独自の災害指定についてご質問がありました。町独自の今回災害支援につきましては、ホタテ、陸奥湾、県内全域での被害となっておりますので、陸奥湾沿岸の関係性によって災害指定するものとは認識しておりまして、町独自でやる場合は他の産業との兼ね合いもございますので、その辺慎重に考えていかなければならないことでありますので、現段階では難しいのではなからうかという思いであります。

以上です。

議長（杉山和彦君） それでは、4点に対しての再々質問をこれで打ち切ります。

先ほどの続きですけれども、さらに再質問ございますか。

7番（沖津正博君） いや、いいです。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2点目ですけれども、買物難民対策のアンケート調査についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。どうぞ。簡潔にお願いします。

7番（沖津正博君） 要望で終わりたいと思います。先ほどの答弁の中で、道の駅の移動販売にも活用、充実を図っていききたいというふうなことで、まさにそれを再質問しようと思っていましたので、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

午前中の議員の方もおっしゃっていましたが、道の駅を中心とした商業活動がやっぱりこれから注目されてくるというふうに思っています。そういう点では、商工会との連携、これがやっぱりどうしても不可分と思っています。そういう中で、ぜひ道の駅の商品だけではなくて、町民の産物を、あるいはお店屋さんの産物を載せて歩いて、買っていただくというふうな取組、これがやっぱりどうしても必要ではないかなというふうに思っています。具体的に移動販売があるわけですから、それに上乘せする形でぜひお願いしたいなというふうに思っています。

参考までに、ご紹介いたします。これは六ヶ所村の移動販売の写真ですけれども、最初は400万円ぐらいかかったというふうなことでありましたが、村がやっぱり大半を拠出しています。運営主体は商工会がやっていて、商工会がスーパー、個人のお店屋さんに振っているわけです。やっているのは、個人のお店さんが実際動いてやっているわけですが、大変喜ばれています。1日5万円が採算ラインと言われているようですけれども、6万円以上売っていて、自分が買わなければこの移動販売が来ないというので、ふだん店で買うのを我慢して移動販売に来るのを買っているとか、それから並んでいるのだそうです。ただ、実際の運営上は、やっぱり村が大部分を拠出しています、これだけで言うと横浜町はできるのかなというふうな、率直に財政上、大変だなという思いもして、話を聞いてきました。

しかし、やっぱり見守り、福祉と連携した取組の中で、いや、今日あの人来なかったなとか、あるいは町からの伝言を皆さんに伝えていくとか、そういうふうな福祉活動と一緒にした事業として取り組めば、いろんな活路を見いだしていくのではないかなと。商工連携と併せて一つの町のPRになる格好の材料ではないかなというふうに思っています。

移動販売が全てではないと思いますので、様々な買物難民に対する取組をぜひ強めてほしい。昨日のですか、総合戦略の中にもうたっていますので、計画だけでなく、一歩でも二歩でも前に進めればいいなというふうに強くお願いして終わります。

議長（杉山和彦君） 沖津議員、今後そういうふうな書類とか提示する場合は、議長の許しを得てから提示してください。よろしいですね。

7番（沖津正博君） 分かりました。

議長（杉山和彦君） これをもって7番、沖津正博君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第2、承認第1号（専決第1号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第2、承認第1号（専決第1号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町一般会計補正予算（第4号））についてでございますが、予算書を御覧願います。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,554万円を追加し、予算の総額を49億2,550万5,000円とするものでございます。

歳入であります。6ページをお願いします。14款2項1目総務費国庫補助金で9,339万円を増額しております。こちらは、5節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,222万4,000円が主なものでございます。

次に、2目の民生費国庫補助金で798万円を増額しております。こちらは、物価高対応子育て応援手当支給事業費の770万円が主なものでございます。

次に、15款2項1目総務費県補助金では116万6,000円を増額しております。こちらは、水害リスク情報整備推進事業費補助金であります。

次に、2目の民生費県補助金では257万6,000円を増額しております。こちらは、青森県生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助金でございます。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金では1,042万8,000円を増額してございます。

歳出であります。7ページをお願いします。2款1項11目防災諸費では400万円を増額しております。こちらは、12節の防災ハザードマップ更新業務委託料であります。

次に、3款1項10目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等事業費で1,311万円計上しており、こちらは18節の横浜町福祉灯油購入助成金の1,040万円が主な内容となっております。

次に、3款2項6目物価高対応子育て応援手当支給事業費で798万円を計上しております。こちらは、8ページをお願いします。8ページ上段の18節、物価高対応子育て応援手当支給金の770万円が主なものであります。

次に、6款2項10目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費で1,840万円を計上しております。こちらは、18節の横浜町農業・水産物価高騰対策支援給付金1,835万円が主なものであります。

次に、7款1項7目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費で7,205万円を計上しております。こちらは、12節で換金業務委託料として5,260万円、18節の横浜町中小企業等物価高騰対策支援給付金の1,700万円が主な内容となっております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第3、承認第2号（専決第2号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第3、承認第2号（専決第2号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町一般会計補正予算（第5号））でございますが、予算書をお願いいたします。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ647万9,000円を追加し、予算の総額を49億3,198万4,000円とするものでございます。

歳入であります。6ページをお願いします。15款3項1目の総務費県委託金で647万9,000円を増額しております。こちらは、衆議院議員総選挙委託金であります。

次に、歳出であります。7ページをお開き願います。2款5項3目衆議院議員総選挙費で647万9,000円を計上しております。こちらは、衆議院議員総選挙に関わる費用として1節から13節までそれぞれ計上したものでございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第4、議案第1号 横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第4、議案第1号 横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の3ページをお開き願います。提案理由につきましては、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の通勤手当の額等の改正並びに教育職給料表級別基準職務表及び教育職給料表を加える改正をするため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。11ページをお開き願います。第3条の給料表であります。改正後の下線部分、第1項第3号で教育職給料表（別表第2の2）を加えるものであり、同条第2項では下線部の字句の修正、第3項では改正後の下線部分、教育職給料表については、4級別に分類するものを加えるものであります。

14ページをお開き願います。14ページの中段からが別表第2の2（第3条関係）の教育職給料表となります。

すみませんが、21ページをお願いします。21ページの中段から下のほうになりますが、備考として、（1）、この表は、教育委員会に勤務する職員で小学校または中学校の校長、教頭または教諭から任命された職員に適用する、（2）、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給与月額、この表の額に1万1,500円をそれぞれ加

算した額とする、(3)、この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とするものであります。

その下になりますが、別表第3(第3条関係)のウ、教育職給料表級別基準職務表となり、次のページ、22ページをお開き願います。それぞれ1級から4級までの基準となる職務について規定しております。

11ページにお戻りください。中段から下になりますが、第10条の3、通勤手当であります、第1項第1号では下線部分の字句等の修正をするものであります。

同条第2項第1号では、交通機関等の運賃等に係るものの字句等の改正であり、12ページをお開き願います、第2号では自動車等に係るもので、6万6,400円を超えない範囲とする改正であり、右側の改正前の下線部分のアからスまでの区分と第3号を全削除し、次に13ページをお開き願います、左側の改正後の第3号では徒歩による通勤手当の額に係る改正であり、使用距離の区分については規則で定めるものとするものであります。

改正後の第3項になりますが、下線部分であります。新たに駐車場等に係る規定であり、第1号及び第2号において5,000円を超えない範囲で1か月単位とするものであり、次の第4項では通勤手当の額は15万円を上限とする改正であります。

14ページをお開き願います。以下、改正後の同条第5項から第8項までは、全各項の改正に伴う字句等の修正を行っております。

10ページへお戻りいただきまして、附則において、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

説明については以上であります。

議長(杉山和彦君) 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 討論なしと認めます。

議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第5、議案第2号 横浜町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君） 日程第5、議案第2号 横浜町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。提案理由であります、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布されたことに伴い、横浜町道路占用料等徴収条例の一部を改正するため提案するものであります。

31ページの新旧対照表を御覧ください。内容的には40ページまでありますが、改正内容は別表の占用物件ごとの占用料が道路法施行令で改正されておりますので、それに準じて占用料の改正をするものであります。

30ページに戻りまして、附則として施行日は令和8年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第6、議案第3号 横浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（深澤文人君） 日程第6、議案第3号 横浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります、議案書の41ページをお開き願います。提案理

由であります。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所に通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、横浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案するものです。

その内容につきましては、42ページをお開き願います。第1章、総則ですが、第1条は本条例の制定趣旨であり、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、以下これを最低基準とさせていただきますが、最低基準に関し必要な事項を定めるものとし、第2条は定義、第3条第1項及び第2項で最低基準の目的等について定めております。

43ページをお開きください。第4条第1項から第3項で最低基準と事業者について、第5条の第1項から第6項において事業者の一般原則について規定しております。

第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準ですが、第6条第1項及び第2項で事業者と非常災害について、第7条第1項から第4項で安全計画の策定等について定めております。

44ページをお開きください。第8条第1項及び第2項で自動車を運行する場合の所在の確認、第9条は事業者職員の一般的要件、第10条第1項及び第2項は事業者職員の知識及び技能の向上等、第11条で他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第12条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則、第13条は虐待等の禁止について定めております。

45ページをお開きください。第14条第1項から第3項において衛生管理等、第15条は食事の提供を行う場合に備える設備について、第16条で事業所内部の規程として1号から11号までの事項に関する規程を定めることを義務づけ、第17条は事業所に備える帳簿、第18条第1項及び第2項で秘密保持等について定めております。

46ページをお開きください。第19条第1項及び第2項で保護者等からの苦情対応、第20条第1項から第3項で事業区分について、第21条で一般型乳児等通園支援事業設備の基準を定めており、その内容は児童福祉施設である保育所の設備要件と同等のものとなっております。

48ページをお開きください。第22条第1項から第3項で職員の基準について、49ページをお開きください、第23条で乳児等通園支援の内容、第24条では保護者との連絡、第25条で余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準について、第26条において一般型の規定、第23条、第24条を余裕活用型についても準用することを定めております。

50ページをお開きください。第3章、雑則ですが、第27条は電磁的記録、第28条では委

任を定めています。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行する。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。
議案第3号について採決いたします。

本案は原案とおりに決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第7、議案第4号 横浜町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） 日程第7、議案第4号 横浜町過疎地域持続的発展計画についてであります。議案書の51ページをお開き願います。提案理由として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、横浜町過疎地域持続的発展計画（令和3年度から令和7年度までの5か年計画）を策定しましたが、令和7年度をもって期限となるため、新たな計画（令和8年度から令和12年度までの5か年計画）を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

主な内容については、令和8年2月9日の議会全員協議会において説明しておりますので、内容説明については割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 討論なしと認めます。

議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

議長(杉山和彦君) 日程第8、議案第5号 財産処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(秋田和幸君) 日程第8、議案第5号 財産処分についてであります。議案書の52ページをお開き願います。提案理由として、国道279号道路改良工事(下北半島縦貫道路横浜北バイパス建設)の用地として財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

1、処分する財産は土地であります。①、横浜町字鶏ヶ唄387の1のうち、地目、山林、地積2万5,244.78平方メートル、②、横浜町字川太郎川目64の94のうち、地目、山林、地積309.22平方メートル、計で2万5,554.00平方メートルであります。

2、契約の相手方は、青森県契約担当官上北県土整備事務所長。

3、処分予定金額、①鶏ヶ唄の部分は1,489万4,420円、②の川太郎川目の部分が18万5,532円、計で1,507万9,952円となります。

以上で説明を終わります。

議長(杉山和彦君) 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 討論なしと認めます。

議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第9、議案第6号 令和7年度横浜町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第9、議案第6号 令和7年度横浜町一般会計補正予算（第6号）であります。予算書を御覧願います。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,551万1,000円を減額し、予算の総額を49億1,647万3,000円とするものでございます。あわせて、繰越明許費の計上及び債務負担行為、町債の補正を行っております。

予算書の5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございますが、2款1項の防災ハザードマップ作成事業について400万円を、2款4項の戸籍附票システム改修事業については184万8,000円、2款4項の住民基本台帳システム等改修事業については123万2,000円、3款2項の物価高対応子育て応援手当支給事業については6万円、7款1項の横浜町民応援商品券事業については5,260万円、8款2項の下川原地区町道舗装修繕事業については2,000万円を繰越しするものでございます。

6ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございますが、戸籍総合システム標準化業務委託について、期間の令和6年度から令和7年度を令和6年度から令和8年に変更、次に財務会計システム機器賃借料について、期間の令和3年度から令和7年度を令和3年度から令和8年度に変更、次に基幹システムクラウドサービス利用料について、期間の令和3年度から令和7年度を令和3年度から令和8年度に変更しております。

7ページをお願いします。第4表の町債補正でございますが、まず追加事業であります。中学生海外体験学習事業を限度額420万円として、次に下川原地区町道舗装修繕事業を限度額1,680万円として追加しております。

次に、変更事業であります。横浜地区水産物供給基盤機能保全事業について、限度額3,600万円を3,170万円に、次に横浜地区漁港施設機能強化事業について、限度額3,000万円を2,810万円に、次に町営住宅整備事業について、限度額1億4,300万円を1億4,240万円に、次に農道有畑線補修事業について、限度額1,430万円を940万円に、次に消防団員安全装備品整備事業について、限度額1,100万円を1,010万円に、次に全国瞬時警報システム受信機更新整備事業については限度額650万円を限度額580万円に変更しております。

7ページ下段の廃止であります。町道新町鶏ヶ唄線舗装修繕事業については地方債の

借入れを行わないものとし、廃止しております。

次に、歳入の主なものでありますが、10ページをお開き願います。10款1項1目地方交付税で9,072万3,000円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金で678万1,000円を増額しております。こちらは、1節の戸籍住民基本台帳費補助金であります。

次に、4目の土木費国庫補助金では3,074万5,000円を減額しております。こちらは、11ページをお願いします。11ページ上段の2節公営住宅等整備事業交付金の2,828万5,000円の減が主な内容となっております。

同じく11ページの5目教育費国庫補助金で154万4,000円を減額しております。こちらは、3節のG I G Aスクール構想支援体制整備事業補助金145万2,000円の減額が主な内容となっております。

12ページをお願いします。12ページの下段、17款1項1目寄附金で200万円を増額しております。こちらは、1節の農山漁村再エネ法寄附金でございます。

13ページをお願いします。18款2項1目財政調整基金繰入金で7,115万4,000円を減額しております。

次に、8目の公共施設等維持修繕基金繰入金で570万円を減額しております。

次に、9目のひとつづくり基金繰入金で545万円を減額しております。

次に、10目の公共施設等解体撤去基金繰入金で160万円を減額しております。

20款4項5目の過年度収入では168万2,000円を増額しており、こちらは後期高齢者医療療養給付費負担金返還金の163万円が主な内容となっております。

13ページの下段、21款1項1目農林水産業債で620万円を減額しております。こちらは、1節の横浜地区水産物供給基盤機能保全事業の430万円の減額が主な内容となっております。

次に、2目の土木債では70万円を減額しております。こちらは、1節の町道新町鶏ヶ唄線舗装修繕事業で1,200万円を減額し、下川原地区町道舗装修繕事業で1,680万円を計上してございます。

14ページをお願いします。3目の教育債では420万円を増額しております。こちらは、中学生海外体験学習事業でございます。

次に、歳出の主なものでありますが、15ページをお開き願います。1款1項1目議会費で707万9,000円を減額しております。こちらは、14節の議場音響設備改修工事の356万円の減額が主なものとなっております。

16ページをお願いします。2款1項5目財産管理費で156万4,000円を減額しております。こちらは、12節で旧保健センター解体工事実施設計業務委託料の減でございます。

次に、10目の減債基金費では624万2,000円を増額しております。

それから、11目の防災諸費では143万円を減額しております。こちらは、10節の防災服購入費で69万8,000円を減額、14節の防災行政用無線戸別受信機設置工事で50万円を減額しております。

次に、下段の2款2項1目企画調整費で169万5,000円を増額しております。こちらは、積立金でございます。

17ページをお願いします。2目の地域づくり推進費で704万5,000円を減額しております。こちらは、1節の地域おこし協力隊報酬の240万円の減額、それから18節の負担金補助及び交付金で151万1,000円の減額が主な内容となっております。

18ページをお願いします。6目の新エネルギー事業調査費で200万円を増額しておりますが、こちらは24節の農山漁村活性化基金積立金でございます。

同じく18ページの下段、2款3項2目賦課経費で338万1,000円を増額しております。こちらは、10節の印刷製本費であります。

19ページをお願いします。2款4項1目戸籍住民登録費で243万5,000円を増額しております。こちらは、12節、戸籍附票システム改修業務委託料で184万8,000円増額、住民基本台帳システム等改修業務委託料（振り仮名法改正対応）で123万2,000円の増が主な内容となっております。

20ページをお願いします。3款1項7目障害者自立支援給付費で300万円を増額しております。こちらは、19節扶助費の障害福祉サービス費等であります。

21ページをお願いします。3款2項4目子どものための教育・保育給付費で130万円を減額しております。こちらは、12節の保育所運営委託費で600万円を増、19節扶助費の児童手当で740万円を減額しております。

4款1項2目の予防費では500万円を減額しております。こちらは、12節の予防接種・結核検診委託料の減であります。

22ページをお願いします。4款3項2目後期高齢者医療事業費では164万3,000円を増額しております。こちらは、27節の後期高齢者医療特別会計繰出金138万7,000円が主な内容となっております。

23ページをお願いします。6款2項2目農業振興費で306万1,000円を減額しております。こちらは、18節のナタネ助成金で115万4,000円減額、スマート農業等普及推進事業費補助金で117万9,000円を減額しております。

次に、4目の菜の花プラザ管理費で132万7,000円を減額しております。こちらは、14節の菜の花プラザ非常用照明及び誘導灯交換工事の103万2,000円の減が主なものとなっております。

24ページをお願いします。6款4項1目水産業振興費で230万円増額しております。こちらは、18節でホタテガイ親貝確保緊急対策事業費補助金240万円が主なものであります。

次に、3目の横浜地区水産物供給基盤機能保全事業費では420万7,000円を減額しております。こちらは、12節委託料の減額でございます。

25ページをお願いします。下段の8款2項1目道路維持改良費で1,641万3,000円を増額しております。こちらは、14節で町道新町鶏ヶ唄線舗装修繕工事で358万7,000円の減額、下川原地区町道舗装修繕工事で2,000万円を計上したものでございます。

26ページをお願いします。2目の道路除雪費は924万円増額しております。こちらは、10節の修繕費750万円が主なものでございます。

次に、8款3項2目住宅建設費で3,134万1,000円を減額しておりますが、こちらは14節の町営住宅建設工事費2,883万4,000円の減額が主なものとなっております。

27ページをお願いします。9款1項2目非常備消防費で174万円を減額しております。こちらは、17節の備品購入費、消防団員安全装備品の141万円の減が主なものとなっております。

次に、10款2項1目横浜小学校管理費で281万6,000円を増額しておりますが、こちらは10節修繕費の275万円の増が主なものでございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 24ページのホタテガイ親貝確保緊急対策事業費補助金でありますけれども、この内容について詳しくお聞かせいただければというのが1点と、もう一点が……

議長（杉山和彦君） 菊地議員、マイク使ってください。申し訳ない。

9番（菊地英史君） すみません。1番目がどのような内容なものかというのと、あと2番目がホタテ1キロ当たり、どの程度の上乗せになるものかというのが1点と、もう一点が親貝は今現時点でどの程度残っているのかという3点の答弁を求めたいと思います。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの菊地議員の質問にお答えいたします。

ホタテガイ親貝確保緊急対策事業費補助金でありますけれども、この中身については昨年の夏以降のホタテのへい死により、1月から3月までの成貝の出荷を抑制し、産卵後の4月以降に出荷する際の損失を補填するために、むつ湾漁業振興会の造成する基金に対し支援する補助金となっております。

1キロ単位の中身と申しますと、その補助金の数……実績の1キロ当たりの単価でしょうか。1キロ当たりのお金というのは……。

議長（杉山和彦君） 9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 上乘せ分でありますけれども、これについてです。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） この事業については、令和5年にも実施しました。そのときは、1キロ81円でした。今現在の事業の上限については、まだ実績が出ておりませんので、上限については150円となっております。よろしいでしょうか、1つ目の質問に対しては。

議長（杉山和彦君） 9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） はい。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） 2つ目の質問で、親貝は今どのくらいの数量があるのかといいますと、これは町内でしょうか、それとも県内全体でしょうか。

議長（杉山和彦君） 9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 町内。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） 町内の親貝の数量は、今現在押さえておりませんが、湾内全体だと、たしか677万トンで、過去最低の親貝の枚数であります。

以上です。

議長（杉山和彦君） 7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 23ページの収入保険の加入促進ということで、現在の加入数。前は5件というふうなことでしたが、加入数がもし少ないのであれば、少ない理由について思い当たるところがあればお願いします。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの沖津議員の質問にお答えいたします。

スマート農業の加入促進については、現在少ない……

（「課長、収入」「収入保険」と言う人あり）

産業振興課長（澤谷 誠君） すみません。収入保険については、今現在、たしか3名ぐらいの加入者だと思っております。加入の要件についても、青色申告をしていなければ加入できない等、様々な要件がありますので、今後においても農業共済組合と連携して加入促進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 強く要望したいのは、やっぱり青色申告を取っ払ってほしいということなのです。これ前から青色申告が壁になっているというのは、もうはっきりしてしまっていて、その

理由について農政局と話ししたことがあったのですが、はっきり青と白の違いを言わないのです。白も実は青と同じように経費の算入もするし、収入の計算をするわけですが、なぜ青にこだわっているのかが分からないのです。一般の町内の農家の人たちも、青がやっぱりがんだというふうに言っていますので、ぜひ青色を取っ払って、入りたい人が入れる収入保険にしてほしいというふうに強く、機会を見て訴えてほしいと思います。

議長（杉山和彦君） これは要望でよろしいですね。

7番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） ほかに質問のある委員の方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 以上で質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第10、議案第7号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第10、議案第7号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、予算書を御覧願います。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億173万2,000円を追加し、予算の総額を7億6,966万2,000円とするものであります。

歳入の主なものであります。6ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税で559万円を増額しております。こちらは、1節の医療給付費分現年課税分で477万7,000円を減額、2節の後期高齢者支援金分現年課税分で752万1,000円を増額、3節の介護納付金分現年課税分で438万7,000円を増額しております。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金で9,728万2,000円を増額しております。こちらは、1節の保険給付費等交付金（普通交付金）分の1億10万円が主な内容となっております。

す。

次に、歳出の主なものでありますが、8ページをお願いします。2款1項1目療養給付費で1億円を増額しております。こちらは、18節の一般被保険者療養給付費でございます。

次に、9ページをお開き願います。4款1項1目特定健康診査等事業費で70万円を増額しております。こちらは、12節の総合健診委託料でございます。

次に、5款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金で74万9,000円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 8ページの一般被保険者療養給付費が非常に増えている理由についてお聞かせください。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） ただいまの沖津議員のご質問にお答えいたします。

こちらについては、難病指定であったり、そういったもの、あとは透析であったり高額になる療養者が発生したため、こちらの給付金が増額になっているものと見ております。

以上です。

議長（杉山和彦君） ほかに質疑のある委員の方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第11、議案第8号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第11、議案第8号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。予算書を御覧願います。保険事業勘定、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,052万9,000円を減額し、予算の総額を9億127万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものであります。6ページをお開き願います。3款1項1目介護給付費負担金で461万8,000円を増額しております。こちらは、現年度分介護給付費負担金であります。

次に、3款2項1目調整交付金では1,151万1,000円を増額しております。

次に、4款1項1目の介護給付費交付金で3,048万円を減額しております。

次に、5款1項1目介護給付費負担金では273万7,000円を増額しております。

7ページをお願いします。5款2項4目地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金で773万円を減額しております。

次に、7款1項1目介護給付費繰入金で167万6,000円を減額しております。

歳出の主なものでございます。8ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で773万円を減額しております。こちらは、18節、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金の減でございます。

次に、2款1項1目居宅介護サービス給付費で1,538万2,000円を減額しております。

9ページをお開き願います。2款5項1目特定入所者介護サービス費で84万4,000円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 8ページです。地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金ですけれども、改めて事業の内容について簡単に教えていただきたいと思っています。また、減額の理由についてよろしくお願いたします。

それからもう一つは、同じページの保険給付費の居宅介護が大分、1,500万、サービスがなかったのかなというふうに思っているのですが、こうした大幅な減額の理由について思うところがあれば教えていただければと思います。

議長（杉山和彦君） 福祉課長。

福祉課長（深澤文人君） ただいまの沖津議員のご質問にお答えします。

1款1項1目の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金についてであります。町内の福祉事業者さんは非常用発電機を整備する事業となっております。ですが、今年度事業不採択となりましたので、減額するものであります。

2款1項1目の居宅介護サービス給付費についてであります。こちらは予定より利用者の方が少なかったため、減額としております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） なので、少なかったのは分かるのですが、その背景について思うところがあればお願いします。

議長（杉山和彦君） 福祉課長。

福祉課長（深澤文人君） 減額の理由についてですけれども、居宅でのサービス利用者は減となっております。こちらは、サービスを受けられる方が当然少なくなって減額となっておりますが、施設のほうに入所される方が増えて、その分減となっております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 施設サービスが増えて、在宅が減っているというふうなことは、よく社協さんのヘルパーさんたちから聞いたりしていて、社協の運営自体が大変だというふうなことであります。それに対して、ヘルパー事業がなくなったら、これも大変なことなので、何とか居宅サービスを維持できればというふうに思っているものですから、こんな質問をしました。

施設のサービスのほうを家族の方、本人も選ぶということは致し方ない部分もありますが、当初の目的であった、なるべく元気で家庭で暮らすという介護の在り方、これがやっぱり大分変わってきているのかなというふうに思っています。居宅介護が減じているのはいいのか悪いのか。長所、短所はあるわけですが、なるべくだったら施設のサービスよりも居宅介護をまた充実していったほしいなというふうに要望して終わります。

議長（杉山和彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第8号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第12、議案第9号 令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第12、議案第9号 令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。予算書を御覧願います。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ164万9,000円を追加し、予算の総額を7,512万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものであります。6ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料で137万3,000円を減額しております。

2目の普通徴収保険料では198万円を増額しております。

3款1項1目事務費繰入金で138万7,000円を増額しております。こちらは、1節の後期高齢者医療システム改修業務委託料（子ども子育て支援金）の237万1,000円が主な内容となっております。

次に、歳出の主なものでございます。7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で237万1,000円を増額しております。こちらは、12節、後期高齢者医療システム改修業務委託料（子ども子育て支援金）でございます。

次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金で164万6,000円を増額しております。こちらは、18節、後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）の202万3,000円が主な内容となっております。

次に、4款1項1目予備費で202万3,000円を減額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第13、議案第10号 令和7年度横浜町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第13、議案第10号 令和7年度横浜町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。予算書を御覧願います。予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の補正はございませんが、支出の第1款第1項営業費用で120万円を追加しております。

その内容であります。5ページをお願いします。5ページの支出であります。1款1項2目処理場管理費で修繕費120万円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第14、議案第11号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第14、議案第11号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第4号）であります。予算書を御覧願います。予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でござ

ございますが、こちら収入の補正はございませんが、支出の第1款第1項営業費用で1,028万円を追加しております。

その内容であります。6ページをお願いします。6ページ、支出でございますが、1款1項2目の配水及び給水費で修繕費として1,000万円を増額しております。

7ページをお願いします。7ページの3目総係費は28万円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） これは、もしかしたら震災による修理でしょうか。

議長（杉山和彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君） そのとおりです。

議長（杉山和彦君） 7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 八戸、むつと災害指定されなければ国の補填金がないという、国の補助金がつかないということなのですよ。ちょっとそこを確認したかったです。もしあれば、ぜひ補助事業でやってほしいというふうに思いますが、その辺についてお願いします。

議長（杉山和彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君） 国の補助金はつきません。単独で行います。

議長（杉山和彦君） ほかに質疑のある委員の方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎予算審査特別委員会設置及び令和8年度予算（6会計）の予算審査特別委員会への付託について

議長（杉山和彦君） 日程第15、予算審査特別委員会設置及び令和8年度予算（6会計）の予算審査特別委員会への付託についてですが、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、

議案第12号から議案第17号までをこれに付託の上、審査することに去る2月24日開催の議会運営委員会において話し合いになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会を設置し、議案第12号から議案第17号までを予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎陳情第2号及び陳情第1号の議員配布

議長(杉山和彦君) 次に、議員のお手元に配付しております陳情第2号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情及び陳情第1号 mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書については、去る2月24日に開催された議会運営委員会において議員配付となりましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎予算審査特別委員会の開催について

議長(杉山和彦君) 予算審査特別委員会委員、理事者及び関係職員の皆様にお知らせいたします。

委員長、副委員長を互選するための委員会を3月4日午前10時より議場で開催いたしますので、ご参集くださるようお知らせいたします。

◎散会の宣告

議長(杉山和彦君) 本日はこれをもって散会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午後 3時17分)